

これまでの議論を踏まえた 論点整理

1. 広告可能な事項について

【施術所の名称】

現行の規定



医療広告GL : P16 (3) 法第6条の5第3項第3号関係

○施術所の名称(あはき師法第7条第1項第3号、柔整師法第24条第1項第2号関係)

《使用することが出来ない施術所名》(疑義照会回答)

- 単に「〇〇療院」、「〇〇治療所」という、病院又は診療所に紛らわしい名称
- はり科、きゅう科等の「科」の文字を使用することは適当でない
- 流派その他技能経歴等に関連する事項を冠すること

主な意見

- 「接骨院」と「施術所」とすべき。「整骨院」は不可とすべき。(有識者)
- 「接骨院」のほかに、例えば「整骨院」という表記も一般的には流通しており、広告可能事項に含めていただきたい。(施術者)
- 「はり(鍼、針)」「きゅう(灸)(やいと、えつ)」「あん摩(按摩)」「マッサージ」「指圧」「治療院」又は「院」の語句を組み合わせたもののみを認めて欲しい。(あはき師)
- 「診療」や「治療」等の表記は、認められない。「施術」ではなぜいけないのか。「施術」が差別化されて、国民に分かりやすく、信頼性につながるのではないか。(保険者)
- 医療機関で行うものが治療や診察であって、それ以外の所で使うと国民に誤解を招く。(有識者)
- 「治療所」「治療院」という言葉を使うべき。「施術所」については、整体師の方やカイロの方々が、「施術所」という言葉をよく使って区別化というのも名称の上からは重要ではないか。治療院という言葉で医療機関と誤認されるおそれというのが本当にあるのか。(施術者)
- 柔道整復における「整骨」の表記は、整骨という概念が国民にわかりにくく、また「整体」や「整形(外科)」と混同する懸念があり認められない(現行法令でも認められていない)(保険者)

1. 広告可能な事項について

【施術所の名称】

主な意見

- 「治療」は英語の辞書では「メディカル・トリートメント(Medical Treatment)」と「セラピー(Therapy)」「レメディー(Remedy)」と訳されている。セラピー、レメディーは、あはきや柔整の方たちがやっているものを表すのに、むしろ適切ではないか。ただ、単純に「治療」という言葉を使うと、もし医療と誤解される可能性があるのであれば、「鍼灸治療院」「指圧治療院」という形で、何をやる所なのかを明確にするのがいい。(有識者)
- エステも「施術」と呼んでいて、必ずしも有資格者の方たちがやることだけが含まれていない。逆に無資格者がやることを想定している。ほかの法律との整合性から、あはき柔整師の「施術」を社会に知らしめていくのは難しい。(有識者)
- 治療院とか整骨院とって、それを病院だと勘違いする人がどの程度いるのかと考えると、それほどいないのではないか。治療院、鍼灸院、整骨院という名称はある程度認めていく方向で、無資格者に規制が掛かるのではないか。(有識者)
- 名称について、各団体の要望どおりに決めると、国民にとって良い体制になるかどうかという視点で、今後の議論を冷静に進めなければいけないのではないか。(有識者)
- 届出名称と広告名称は一致であるべき(保険者)
- 名称の議論も大事ではあるが、その施術所で何を行っているかということを伝える事に力を入れるべき(有識者)
- 「国家資格取得者」のみが使えるマークを作成し、表示できるようにした方がよいのではないか(施術者)
- 住民にわかりやすいように広報誌に施術所一覧を載せて配布したらどうか。(有識者)

1. 広告可能な事項について

【施術所の名称】

論点

- 柔整施術所は、「〇〇整骨院」、あはき施術所には、「〇〇あはき治療院」と表示することについて。
- 医療機関と誤認する恐れがある表記について
- 鍼灸院と接骨院を同一施設内で開設する場合の表記について。

議論のポイント

- 施術を受ける人が、適切に施術を受けるための広告の在り方

2. 広告可能な事項について 【施術日等の表示】

現行の規定



医療広告GL：P17（4） 法第6条の5第3項第4号関係

○施術日又は施術時間（あはき師法第7条第1項第4号、柔整師法第24条1項第3号関係）

主な意見

- 「休日」とか「往療」と言っても、なかなか患者は理解できないので、できれば「休診」「往診」は認めてほしい。（施術者）
- 診断行為ではないことが明確であれば、「診」という言葉自体を使うのは問題がないのではないか。（施術者）
- 国家資格を持っているのであれば、「施術」「治療」「診る」とか、あるいは接骨院、鍼灸院の「院」という字を使っても構わない。しかしながら無資格者については、使えないということで選別をしてはどうか。（施術者）
- 「診療」や「治療」等の表記は、認められない。「施術」ではなぜいけないのか。「施術」が差別化されて、国民に分かりやすく、信頼性につながるのではないか。（保険者）
- 医療機関で行うものが治療や診察であって、それ以外の所で使うと誤解を生むのではないか。「治療」「診察」という言葉を使うことで、国民に誤解を招くことは、はっきりと駄目にしてほしい。（有識者）
- 「診療」・「診」・「治療」等の文言は、あはき・柔整法の記載の中では使用されておらず、「施術」という言葉で統一されている。（保険者）

論点

○施術日又は施術時間の表示に「診」を用いることについて。

2. 広告可能な事項について 【施術日等の表示】

議論のポイント

- 施術を受ける人が、誰にどのような施術を受けているのかが紛れない広告の在り方
- 「診療日」「診療時間」などは医療機関と紛らわしくないか

3. 広告可能な事項について

【医療保険療養費支給申請の表示】

現行の規定



医療広告GL：P17（5） 法第6条の5第3項第5号関係

○医療保険療養費支給申請ができる旨（告示第69号、70号関係）

あはき：申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。

柔 整：脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。

主な意見

○保険取り扱い、より正確かつ的確な広告が必要。適応症関係を表示できないと、かえって国民を誤った誘導や誤導に結び付けかねないこともあるため、保険取り扱いを表示するときには、その要件と適応症についても併せて表示すべき。（施術者）

○療養費の部分に関しては、療養費を取り扱っているか否かだけでなく、制限された要件があるので、当然、きちんと明確に明示すべき。（施術者）

○患者の安心・安全を求めらる中で、保険証が使える、保険が取り扱えるという表記は必要ではないか。その中で特に、自賠責保険というのが、交通事故専門あるいはそういう表記が非常に問題になっているので、しっかりとガイドラインの中に表記してほしい。（施術者）

○特に患者の誤認を招く誘引性のある不適切な事例として、交通事故を起因とする施術の広告があり、自賠責保険に請求のあった費用・件数の柔道整復の施術費用の延びは異常である。（保険者）

○「施術が全て保険（療養費）の適用であるとの誤認を招く広告があり、主な例としては、「医療保険取扱い」、各種保険取扱い、あるいは「医療保険療養費支給申請ができる」とのみ記載しているもの等は認められない。（保険者）

3. 広告可能な事項について

【医療保険療養費支給申請の表示】

論点

- 医師の同意が必要な旨の表示の徹底してはどうか。
- 「医療保険取扱い」、「健康保険取扱い」、「国民健康保険取扱い」、その他各制度の取扱いの適切な表記について。
- 交通事故を起因とする事項(交通事故(自賠償)、交通事故取扱い)の広告について。

議論のポイント

- 施術を受ける人が、療養費支給申請に必要な要件(医師同意の必要有無等)が適切に理解出来る広告の在り方
- 「各種保険取扱い」などの標記は、療養費支給対象となる要件が判断出来ないのではないか

【参考】あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうに係る療養費の概要

○あん摩マッサージ指圧について

受給要件

(1)対象疾病

医療上マッサージを必要とするもの。

主として、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮等に対するもの。

(2)医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

往療を行われた場合は、別途往療の必要性に関する医師の同意が必要。

○はり・きゅうについて

受給要件

(1)対象疾患

慢性病であって保険医による適当な治療手段のないもの。

①主として、神経痛、リウマチ

②頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等

(2)医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

柔道整復に係る療養費の概要

受給要件

(1)支給対象

外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫

介達外力による筋、腱の断裂(いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある)

いずれも負傷も、身体組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること

(2)医師の同意

骨折及び脱臼については、医師の同意が必要(応急手当を除く)。

4. 広告可能な事項について

【適応症の表示】

現行の規定



医療広告GL : P13 (2) 法第6条の5第3項第2号関係
P25 ① 法第6条の5第3項第12号関係

○広告不可 (法律、告示において、広告が認められた事項以外に該当)

主な意見

- 療養費の取扱対象になっている傷病名は広告可能としてはどうか。「肩こり」「腰痛」「関節痛」等は国家資格を持った鍼灸マッサージ院でこそ表示可能とすることで国民を健康被害から救うことが可能ではないか。患者が療養費の適用になるのかどうなのか判断できるようにするためにも広告可能事項としたい(施術者)
- 看板の表記の中に、骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷が、保健所からの指導によって開設の際には外してくれと言われているが、患者からしてみると接骨院というものが、どういふものを施術の対象としているのなかなか理解できないこともあり、この部分については是非記載してほしい。(施術者)
- 広告できる事項として、適応症や技能、施術方法、資格などを追加してはどうか。(地方公共団体参考人)
- 保険適用外の施術の広告について、例えば肩こり、骨盤矯正、整体、カイロプラクティック等々の施術の表記があるが、保険適用外の施術に係る施術内容、適応症等の表記は認められない。この保険適用外の手技による医業類似行為について、それぞれの定義や適応症や施術内容等々をしっかりと策定し、国家資格者の皆様の施術との制度の違い、施術内容等の違いを明確に国民に周知することが必要。(保険者)

論点

○医療保険療養費支給対象外の施術について、国民に理解できる客観的な事実として何を表示できるか。

議論のポイント

施術を受ける人が、どのようなときに施術を受けることができるのか識別出来る広告の在り方

5. 広告可能な事項について

【料金の表示】

現行の規定



医療広告GL：P11 第4 広告可能事項の限定解除の要件等

- 広告不可（法律、告示において、広告が認められた事項以外に該当）

主な意見

- 料金に関しては自費の部分で広告を可能事項とすべき。全国の鍼灸院の施術では、療養費以外の自費の部分のほうが多いので、自費と療養費の適用の部分に関しては、料金表示についても切り分けて考えるべき。療養費の部分に関しては諸々の問題があり、保険部分の料金を掲示可能にすることに関しては、今のところしないほうが妥当ではないか。（施術者）
- 柔道整復師については料金の明記も非常に難しい。カード払いの機械等を置いていることは広告可能として良いのではないか。（施術者）
- 料金を明確に表示することであつたり、法的に認められている行為のみ広告可能としてはどうか（有識者）
- 保険適用外の施術の広告は認められない（保険者）
- 医療ガイドラインと同様に標準料金の表示はよいのではないか。（施術者）

議論のポイント

広告された料金が、どういった施術内容に対するものなのか識別出来る広告の在り方